

議案第71号

山陽小野田市立小・中学校条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市立小・中学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年8月24日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市立小・中学校条例の一部を改正する条例
山陽小野田市立小・中学校条例（平成17年山陽小野田市条例第177号）
の一部を次のように改正する。

別表第1 山陽小野田市立津布田小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 7 1 号参考資料

山陽小野田市立小・中学校条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第 1（第 2 条関係）市立小学校の名称及び位置		別表第 1（第 2 条関係）市立小学校の名称及び位置	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)	(略)	(略)	(略)
山陽小野田市立 埴生小学校	山陽小野田市大字埴生 2 8 0 番地	山陽小野田市立 埴生小学校	山陽小野田市大字埴生 2 8 0 番地
		<u>山陽小野田市立 津布田小学校</u>	<u>山陽小野田市大字津布田 1 0 2 8 番 地 1</u>